

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和3年6月22日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 令和3年6月22日（火曜日） 午後1時30分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第77号議案

「質疑・討論・採決」

第84号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長 滝川健司 副委員長 鈴木長良
委員 竹下修平 齊藤竜也 佐宗龍俊 澤田恵子 浅尾洋平
柴田賢治郎 小野田直美 山田辰也 山崎祐一 村田康助
山口洋一 下江洋行 長田共永 中西宏彰 丸山隆弘
議長 鈴木達雄

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 後藤知代、請井悠人

開 会 午後 1 時30分

○滝川健司委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、6月18日の本会議において本委員会に付託されました第77号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第3号）及び第84号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第4号）について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に添って、簡潔明瞭にお願いします。なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようにお願いいたします。

第77号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

歳入15款使用料及び手数料の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第77号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算の第3号で通告に従いまして質疑をさせていただきます。

歳入の15款ですが、使用料及び手数料、11ページになりますが、1点お伺いします。

助産所利用者使用料ということで、56万円の計上されている内容を伺います。

○滝川健司委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 助産所利用者使用料56万円の内容ですが、宿泊型産後ケア事業を利用する方が4名、それぞれ利用上限の7日間利用した場合の使用料を見込んでおります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今回新しく宿泊の利用をするものという形で4名が7日間宿泊した場合の使用料ということで理解をいたしました。

こちらの宿泊の内容等はこういったものなのかというのを教えていただきたいのと、1人当たりの利用料というのが分かれば教えてください。

○滝川健司委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 先に1人当たりの利用料なんですけど24時間につき2万円ということになっております。

それで、ケアの内容につきましては利用される方が、ふだんの育児に不安がある方で利用していただきますので、母親の身体的ケアとか栄養指導、また心理ケア、母乳ケアとかを含む育児に対する保健指導等を行う予定でおります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。1泊、24時間で2万円利用者さんは払って利用するという事で理解いたしました。

年間の利用料の見込みというのは、こちらで試算した形で4名ということで、市側は使用者数は年間4名になるのではないかということでの見込みなのか、それとももっと多いのか、少ないのか、そこら辺の利用者の状況はどう考えているのか教えてください。

○滝川健司委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 あくまで、しんしろ助産所の利用者数ということでいいますと、4名ということで見込んでおります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳入15款使用料及び手数料の質疑を終了します。

続いて、歳入16款国庫支出金の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、同じく歳入の16款2

項4目であります。資料ページは11、同じであります。土木費国庫補助金であります。

総額で5,495万円の減額となっておりますが、社会資本整備総合交付金が5千万円、そして道路事業メンテナンス事業費補助金が495万円となっております。

おのおのの原因についてお願いします。

○滝川健司委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 それでは、御質疑のありました2つについてお答えさせていただきます。

まず一つ目、社会資本整備総合交付金の減額5千万円の原因といたしまして、令和2年12月に国からの令和2年度総合経済対策の第3次補正予算の対応の照会がございました。そこで、次年度予算、令和3年度の予算の前倒しで施工できる箇所として、令和3年度当初予算で実施を予定している市道一畝田大原線を選定し、申請したものであります。3月議会で補正予算へ計上させていただき、令和2年度予算として執行するものとなったものです。

これにより、令和3年度予算と重複することになり、令和3年度分の交付金額5千万円を減額するものでございます。

続きまして、2番目の道路メンテナンス事業費補助金、減額495万円の原因です。こちらにつきましても、国からの令和2年度の総合経済対策の3次補正への対応の照会がありましたので、次年度予算を前倒しで施工できる事業として申請いたしました。3月議会で補正予算へ計上させていただき、令和2年度予算として執行することとなったため、令和3年度事業分について減額となりました。

こちらも、令和3年度予算と重複することになり、令和3年度分の交付金額495万円を減額するものであります。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 時期的にいろいろなずれもあったと思うんですが、我々に令和3年度の

予算を審査するときに、当然査定をしてきたわけではありますが、その経過、経緯の中で今言うに、例えば道路で行きますと一畝田大原線の部分が重複しているということについての確認が取れていなかったということによろしいのでしょうか。

○滝川健司委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 今の質疑でございますけれども、12月に照会がありまして、3月議会のところで前倒しということで補正をさせていただきました。その際には、申請はしておるんですけれども補助金の確定ということでそれがなされてない状態ですので、重複した結果にはなってますけれども、まだ回答が得られていなかったということです。

○滝川健司委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳入16款国庫支出金の質疑を終了します。

次に、歳入19款寄附金の質疑に入ります。

質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 歳入19款の寄附金、11ページでございます。

3点あります。

総務費の寄附金へ配分されるこの寄附金について、寄附者の意向に沿っておられるのかどうか確認します。

2点目であります。保健衛生費寄附金へ配分される寄附金についても、同様に寄附者の意向に沿っておられるのかどうか確認します。

3点目であります。教育費の寄附金への配分される寄附金について、これも同じであります寄附者の意向に沿っておられるのかどうか。

これを確認したいと思います。

○滝川健司委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 それでは、初めに、(1)番の総務費寄附金についてお答えをさせていただきます。

寄附金の使途につきましては、寄附者の方から「市の行政に役立ててくれればよい」ということで、特にこの分野に使ってほしいというような意向はございませんでした。

なお、今回、秋葉七滝線の車両更新と「鳥居勝商磔殺の図」の修繕に使わせていただくことにつきましては、御了承をいただいております。

○滝川健司委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 寄附いただきました豊橋信用金庫様の希望は、「新型コロナウイルス感染予防対策の資金として」とお聞きしております。

購入予定の二酸化炭素濃度測定器は、室内の換気の必要性を見える化する新型コロナウイルス感染予防対策物品でありますので、寄附者の意向に十分沿っていると認識しております。

○滝川健司委員長 伊田生涯共育課参事。

○伊田成行生涯共育課参事 3番の教育費寄附金についてお答えをいたします。

教育費寄附金につきましては2件の寄附の申出がありました。寄附の使途として1件は、「この地域を担う未来ある子どもたちのために」、もう1件は、「図書及び書架の購入のために」であり、共に寄附者の寄附の意向に沿って教育費寄附金として受け入れるものであります。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 それぞれ寄附者の意向に沿っておられるということを確認させていただきました。

特に、1点目ですけれども、市との話も今歳出の説明もいただいたわけではありますが、公共市営バスのバスの更新と、あと文化財の保護の関係ということで、かなり範囲が対象的に分かれるものですから、その辺のところ

はちょっとどうなのかなと。確かに、市の行政に役立っていただきたいという意向は合致されておるとは思いますけれども、市の歳出に当たっての考え方ももう少しちょっと工夫も要るのではないかなと思いましたが、あえてもう一回確認をさせていただきたいと思えます。

○滝川健司委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 今回の寄附金につきましては、庁内で利用希望を取りました。それで五つほど候補がございまして、その中から今回のバスの購入と保存館の「鳥居勝商磔殺の図」の修理に充てさせていただくこととしました。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳入19款寄附金の質疑を終了します。

次に、歳出2款総務費の質疑に入ります。

質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、歳出2の1の1一般管理費、訴訟事務経費、P15。

訴訟弁護委託料とあるが訴訟の内容と経緯を伺う。

○滝川健司委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 それでは、御質疑にお答えさせていただきます。

まず、訴訟の内容につきましては、市の所有する公共用物である既設の井溝、水路ですけれども、それと相手方が所有する土地との敷地境界を確定するものであります。

経緯につきましては、まず、市の所有する水路は昭和50年代初めに約120センチ幅のプレハブ水路が設置されております。また、相手方は水路に隣接する土地を平成6年に購入しております。

その後、平成21年頃より、この水路との境界において、相手方の土地に食い込んでいるとの主張をされており、その主張は公図から読み取れる70センチ程度の水路の幅であるというものです。

現況のプレハブ水路の両端が境界であると主張する市と、公図の幅が境界であるとする相手方との主張の相違により、解決できずに現在に至っている次第でございます。

○**滝川健司委員長** 山田辰也委員。

○**山田辰也委員** よくある境界の争いだと思うんですが、通常民間の土地との争いと違って、公共物が近隣の水路がなかったらもっとひどいことになるということを多分この訴えている周りの人はこの水路の必要性をよく感じていると思うんですよ。そのあたりを多分何回も説明されたと思うんですけど、そのあたりが今回理解していただけないことがこの訴訟に至ったと思うんですが、この回数を見るともう果てしない数をやっているんですが、これを見ると非常に行政側が気の毒だと僕は思うんですが、周りの人たちの意見というのはこの訴えている人は理解していただかなかったということでしょうか。

○**滝川健司委員長** 河村土木課長。

○**河村英樹土木課長** 今回対象としている土地の周りですけれども、相手方以外の方についてはそういったことが言われておりませんので、相手方一人だけになります。

○**滝川健司委員長** 山田辰也委員。

○**山田辰也委員** 私も普通そうだと思うんですよ。それで、水路の重要性についてを普通語れば、お互い協力するというのが私、公共の意義だと思うんです。こういう方がおるといことは、この土地というのは、以前からいるのではなく途中で購入したということまでこういうことになったと思うんです。

時代が時代だったものですから、測量技術とかそういうことになるとこういうことがあると思うんですが、早く片づけるために和解

ができなかったから裁判になったと思うんですけど、これは私、仕方がないことだし業務を考えればもう少し早く訴訟でもよかったのではないかっていう感があるんです。

これと同じようなことがこれから起きないようにしてほしいんですが、ある程度回数とか、業務と多分この話し合いが随分の時間を使ったと思うんです。ですから、それを考えますと、訴訟で早く片をつけるという、市民にとっては冷たい言い方かもしれませんが、公共の判断としてはこの訴訟というのは、今後似たようなことがある場合は早急にこういう訴訟をして判断していただくのがいいかと思えますけど、今回このことについては裁判の回数は少なくいけると思いますがいかがでしょうか。

○**滝川健司委員長** 河村土木課長。

○**河村英樹土木課長** 回数ですけれども、これから始まっていく案件なので、また弁護士の先生と相談しながら進めていくことになると思いますので、回数までは言えません。すみません。

○**滝川健司委員長** 山田辰也委員。

○**山田辰也委員** こういう単純な裁判で解決できるものは、早く解決していただきたいと私は思います。

そこで、委員会で聞いておったんですが、土地の所有者のお父さんと使われている息子さんというのがそれぞれの意見が別々ということで、本当は住んでいる息子さんが理解していただければよかったんですけど、その調整ができなくて裁判に至ったということでしょうか。

○**滝川健司委員長** 河村土木課長。

○**河村英樹土木課長** 土地の所有者が相手方になりますので、所有者と話をしております。なので、今のところ所有者の方とだけ話しております。

○**滝川健司委員長** 続けてお願いします。

○**山田辰也委員** 2の1の12路線バス運行費、

公共バス運行事業、P15。

市営バス秋葉七滝線の車両更新とあるが以下伺います。

- 1、現バス車両の年式と走行距離数は。
 - 2、市としての車両更新の目安は。
 - 3、現バス車両の処分方法は。
- 3点、お願いします。

○滝川健司委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 それでは、まず1点目の現バス車両の年式につきましては、平成26年式でございます。走行距離数につきましては、5月末の時点で36万8,458キロメートルとなっております。

続きまして、2点目の市としての車両更新の目安でございますが、走行距離がおおむね40万キロから50万キロを目安に考えております。車両の状態を見ながら、更新を行っております。

現在の車両は、現時点では40万キロを超えておりません。年度末には40万キロを超える見込みです。現在故障がちで何回か修理に出していることもございまして、更新をお願いするものでございます。

3番目ですが、現バス車両の処分方法ですが、現車両は、代車として利用する予定でございます。その後は、オークションによって売却をしたいと考えております。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 高速バスの代車の使っているバスだと120万キロぐらい乗っていたものですから、もっと乗っているかと思ったんですけど。やっぱり、36万キロぐらい乗ると足回りとかいろいろな問題が出るということなんですけど、これは車検等で不備があったとかそういうことではなくて、故障とかそういうことが時々出てきたということでしょうか。

○滝川健司委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 故障が主

な原因でございます。令和2年度につきましては、エンジンの不良ということで2回ほど修理をしております。かかった費用は55万円余りかかっております。

それから、令和元年度でも修理をしております、こちらのほうは修繕の費用としまして39万2千円ほどかかっております。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 大体の目安は、キロ数だけではなくて、そういう故障が多くなってしまうえば当然必要なことだということで理解できます。

3番目のオークションですね、これは公共オークションで売られると思いますけど、まああの値段もつくのではないかと思うんですけど、これはよくある官庁オークションのヤフーのオークションになりますでしょうか。

○滝川健司委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 官庁のオークションで売却をしたいと思っております。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 大体金額の目安は、そこまではないかと思いますが参考をお願いします。

○滝川健司委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 すみません。目安は全く分かりません。

○滝川健司委員長 次も続けてお願いします。

○山田辰也委員 2の1の16地域自治区費、地域自治区運営事業、P15。

地域協議会をオンラインで開催するためとありますが、以下伺います。

1、賃借料33万2千円の内訳と、2、この予算額で賃借したタブレット端末機器で十分に活用は可能かと。

3つ目、賃借したタブレット端末機器の管理方法について。

3点、伺います。

○滝川健司委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 賃借料の内訳は、モバイルWi-Fi2台9か月分のレンタル料金7万950円とiPad10台9か月分のレンタル料金26万150円です。

2番目の十分に活用が可能かということですが、オンライン会議は、Zoomアプリを利用する予定です。賃借予定のiPadは、第4世代から第7世代のもので、オンライン会議等の実績があることを確認しております。

3番目の管理方法ですけれども、iPadは、リモート会場で使用することを考えております。リモート会場は、地域自治区ごとに協議会を開催している会場を第一優先とすることで考えております。賃借期間中は、市役所事務室内にて保管する予定であります。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 このコロナ禍の時代、オンラインで今後進んでいくと思うんですが、採用する前に一度オンラインでは練習とかそういうのも今までされておったんでしょうか。伺います。

○滝川健司委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 令和2年度と今、東郷地域自治区でオンラインを採用しております。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 この時代、意思の疎通も同じ会場でやらなくていいということで、非常に私もこれはいいなと思うんです。

これ9か月間ですね、今後コロナ禍が終了しても利便性が高かったら続けていくような方向で、このオンラインのために一度賃借というわけでしょうか。

○滝川健司委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 賃借にしたのは、一番都合がいいというか、一番借りたいときに借りられるというものであります。購入してしまうと、ずっとそれを持ち続けなければいけないということでもありますので。

今後のことについてなんですけれども、地域協議会は住民主導の議事によって行っておりますので、会長さんとあと役員さんと地域協議会をどのように開催するかという話をし、オンライン会議ということでありましたらオンライン会議の対応をすると考えております。

○滝川健司委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

歳出3の3の1児童福祉総務費になります。子育て世代包括支援センター運営事業、15ページで、1点あります。

47万6千円の事業内容をお聞かせください。

○滝川健司委員長 市野児童養育支援室長。

○市野朝子児童養育支援室長 しんしろ助産所に宿泊型産後ケア事業を委託するための手数料として計上しました。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 しんしろ助産所の宿泊の委託する経費ということで答弁をいただきましたが、こういった内容の委託費になるのかというのを教えてください。

○滝川健司委員長 市野児童養育支援室長。

○市野朝子児童養育支援室長 産婦の方お一人の方が1日使われる利用料2万円、その方が4人利用されて、最大7日間使われるということ想定して助成しました。この中には、利用者の方、課税世帯の方につきましては、自己負担金は直接施設に払っていただくということになりますので、それ以外のお金の手数料になります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、この件に関しては先ほどの15款の使用料及び手数料の56万円の内容に関わる内容かなと理解をいたしました。

この事業を行うことで、一人当たり幾ら払うという形になるのでしょうか、伺いたいのが1点と、あとこのことで市内の赤ちゃんがふえていけばいいなどは思っているんですが、そういった赤ちゃんがふえる見込みがあるのかどうかということをお聞かせください。

○滝川健司委員長 市野児童養育支援室長。

○市野朝子児童養育支援室長 自己負担金のことになりますけれども、課税世帯の産婦さんにつきましては1日当たり4千円を見込んでおります。

あと、これで赤ちゃんを出産してくださる御家庭がふえるといいなど、本当に切に思います。宿泊型産後ケアを今回計上しているのも、やっぱり集中的に休養したいと言われる産婦さんのニーズもだんだんとふえております。やっぱりコロナ禍で里帰りがしにくいだとか、実家の方からの援助が受けられにくいだとか、そういうニーズもたくさん出ております。

そういう方に少しでも育児を楽しんでいただきたい、また早く休養して産後の疲れを取っていただきたいという思いもありますので、ぜひこの事業を子育て世代の方が利用して、行く行くは子育て家庭の方がふえていってけるといいかなとっております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ぜひこういった形でふえていけばいいなど、私も思っておりますのでぜひ頑張ってくださいと思います。

次に行きたいと思います。

3の3の6保育所の費用になりますが、保育所管理事業、93万4千円の事業内容を聞かせてください。

○滝川健司委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 保育所管理事業につきましては、千郷東こども園用地として賃借している土地の取得に向けた用地測量及び不動産鑑定を実施するものです。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 千郷東こども園の借りている土地を買うということで不動産鑑定なんです、場所はどこの辺りの土地になるのか伺いたいです。

○滝川健司委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 千郷東こども園のちょうど遊戯室がある底地辺りになります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。資料等でも遊戯室の下の辺りの土地だということですが、その土地は借りていたということで、いま現在遊戯室や保育所が建っているという状況なんだと思うんですが。

今回この土地を購入するとなったきっかけ、どういう理由でこうした事態になったのか伺いたいのと、後は不動産鑑定等を今後していくと思うんですが、入札方法、随意契約なのか一般競争入札なのか、そこら辺の想定、認識等どう考えているのか伺いたいです。

○滝川健司委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 今回の土地の購入に至った経緯であります、土地の所有者と3年の賃貸借契約を結んでいるわけですが、令和4年3月末で賃貸借契約が切れるということで、土地所有者とお話をさせていただいたところ、土地を市のほうに購入してもよいというお申し出をいただきましたので、用地購入の話を進めさせていただいた経緯になります。

あと、不動産鑑定についての入札ですが、不動産鑑定ですので、金額的にも非常に随意契約でいけるものとなりますので、入札を予定しているものではございません。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 経過のことは分かりました。3年契約で、来年で切れるものですから次の契約どうしようかというときに売却でいいですよということで、今回売却をしてもらうという形になったということで理解いたしました。

2点目の土地鑑定をして、その後、ふだん行政の土地を購入するとかそういったところでこれまで仕事とか勉強させてもらったときには、おおよそ一般競争入札とか、後はイレギュラーで随意契約とかそういったことがあったかと思いますが、その売却方法というのはどう考えているのかどうか、そのまた条件があるのかどうかで教えていただきたいと思えます。

土地鑑定の鑑定者を決めるときの方法です。

○滝川健司委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 用地取得不動産鑑定については、有資格者である不動産鑑定士が第三者の立場で公平に算定した金額で契約することが望ましいということで、方法としましては内部で調整した上で決定をしていきたいと思えます。

○滝川健司委員長 随意契約の何号に該当するんですか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。不動産鑑定をやるというのは第三者の公平な目でやっていただくということで、必ず入れなくてはいけないと思っていますが、その不動産鑑定にお願いするときの入札、合い見積りを取るのか、それとも一般競争入札で不動産鑑定にお願いするのか、それとも随意契約でお願いするのか。もしも随契でお願いするという形になると、随契へのお願いする条件とかというのがルールであるかと思えますので、そこら辺示して分かれば教えていただきたいと思えます。

○滝川健司委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 契約の関係でございま

すので私からお答えさせていただきます。

先ほどの不動産鑑定の関係は、一応市の随意契約のガイドラインというものがございまして、その中ではやはり不動産鑑定士という資格を持った方がやられる業務でございますので、価格競争にはなじまない内容だということで、そういう意味で自治法施行令が第167条の2第1項第2号の規定によりまして、市の随意契約のガイドライン上では随意契約ができるという形になっておりますので、今はそういう方向で進めていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。そういったルールにのっとってやっているということで理解いたしました。

次の3の3の14子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費になります。

2点あります。

子育て世帯生活支援給付事業の3,461万5千円の内容を伺います。

2点目、市子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の15万1千円の内容を伺います。

○滝川健司委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 1点目の内容についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受けている低所得の子育て世帯に、子育て世帯生活支援特別給付金（独り親以外の低所得の子育て世帯分）を支給するものです。

2点目について、国の給付事業が令和4年2月28日までを期限としているため、同じ学年となる令和4年3月1日以降令和4年4月1日までに生まれる新生児について、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の支給要件に該当する者に対し市が給付金を支給するものです。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、再質疑に行きた

いと思いますが、まず（１）の子育て世帯生活支援特別給付金事業という形で、この対象となる世帯数が分かれば教えていただきたいと思っています、今の現状ですが。そちらの手段とか、大変いい支援策だとは思いますが、取りこぼしがないような周知徹底だとか、アナウンス等市側がどう対象者に対してアプローチ、取りこぼしがない対策を考えているのかどうか、伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 対象となる児童数になりますが、試算では640人を予定しております。

こちらのほうですけれども、児童手当の受給者、特別児童扶養手当の受給者、児童扶養手当の受給者の4月分の受給者の中から、非課税世帯に該当する対象者を抽出しまして、申請不要で支給できる場合と、家計急変ということで令和3年1月1日以降家計が急変して令和3年度分の市民税均等割が非課税相当となった者に対しても児童1人当たり一律5万円を支給するものになりますので、制度の周知につきましては市のホームページや広報、あと窓口チラシの配布、あとティーズのテロップなどを利用して周知に努めてまいりたいと思います。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

では、640人の児童数が当てはまるということで理解いたしました。非課税世帯の方々には、分かっているので申請不要だということで理解もいたしました。

一方、家計急変の非課税の方の対象者に対しては、これはなかなか家計の急変という形になるものですから、市では抽出するということが難しい状況なんでしょうか。そこら辺、分かったら教えてください。

○滝川健司委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 家計急変の状況につきましては、なかなか市で把握が難しい

ため、市でホームページ等で周知をさせていただいて申請をしていただくことと考えております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。特に、市が把握できていないこの家計急変の世帯のところはどう取りこぼしなく申請してもらえるかどうかという形で、しっかりアナウンスとかいろんな手だて、チラシ等含めてアプローチできるようにやっていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（２）の市子育て世帯支援特別給付事業の再質疑に入りますが、先ほどと同じ質疑にはなってしまうかと思いますが、対象となる数、そしてどう周知徹底、手段を考えているのかどうか教えてください。

○滝川健司委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 こちらの対象については3名の児童の方を予定しております。

申請の方法につきましては、児童手当等の手段等でこども未来課の窓口にお見えになりますので、その際に御案内するなどして周知をしていきたいと思っています。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出3の3の1児童福祉総務費、子育て世代包括支援センター運営事業、15ページです。

事業の必要性と利用見込みは。

お願いします。

○滝川健司委員長 市野児童養育支援室長。

○市野朝子児童養育支援室長 事業の必要性としては、コロナ禍で実家に里帰りができなかったり、実家の祖父母に自宅に来てもらったの援助が受けられにくい、また、近くに祖父母はいるが高齢や現役で働いているために援助が受けられにくいなど、家族の形態が多様化しております。集中的に休養できる宿泊型が必要となっております。

また、利用の見込みにつきましては、課税世帯の産婦が3人、非課税世帯の産婦が1人、それぞれ最大7日間利用することを想定しております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 1人最大7日間ということは、7日間継続して受けてもいいし、1日ごと7回受けてもいいということですね。

○滝川健司委員長 市野児童養育支援室長。

○市野朝子児童養育支援室長 7日間とありますが、その使い方につきましてはその方の必要に応じてということになります。

また、この7日間という中には日帰り型の産後ケア事業をしんしろ助産所で行っております。日帰り型の産後ケア事業と宿泊型の産後ケア事業をミックスして最大7日間となりますので、その方が日帰り型を使いたいということでありましたら、いろいろなパターンがありますが、最大7日間と想定しております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 この事業なんですけど、今は豊橋にあるマタニティークリニックさんで行っているんですけど、これをしんしろ助産所ですということをお伺いしています。自己負担が4千円ということですね。

ちょっと事業について、利用に際して少々詳しくお聞きしたいんですけど、この事業を利用できる人たち、その人たちというのは、先ほど伺ったら、なかなか実家に里帰りできないとか、祖父母の援助が受けられないという状態にありながら、ちょっと今煮詰まっているなど、今、大変だろうなというようなことが分かる人たち、どこでどうやってそれを、情報を集めてどうやってこういう事業がありますよということを紹介するのか、教えてください。

○滝川健司委員長 市野児童養育支援室長。

○市野朝子児童養育支援室長 宿泊型産後ケア事業につきましては、市外の医療機関とあ

とこちらのしんしろ助産所で使う市内での助産所を使ってということで、二通り宿泊型が使えるようにということで予定しております。

必要な方に必要なこの事業をとということになりますが、まずPRとしましては、妊娠届を出されたときに産後のイメージというところで、例えば上のお子さんがおって育児に大変だなと思われる方につきましては産後こんな事業があるから早く申請してね、また、申請につきましては、妊娠中も申請ができます。あと合わせて、産後、赤ちゃん訪問だとかそういうところで早くキャッチして、ぜひこういう事業があるからすぐに申請してみてというような形で、赤ちゃん全戸訪問とかで勧めてもらおうよという形で、少しでも早く利用できるようにということでPRしていきたいと思います。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 分かりました。

では、利用に際してなんですけど、本人は宿泊できるんですが、御家族、お子さんとかあと御主人とか、そういう方々は一緒に宿泊できるようになっているのでしょうか。

○滝川健司委員長 市野児童養育支援室長。

○市野朝子児童養育支援室長 そちらにつきましては要相談という形で相談に乗っていきたくと思っています。いろいろなパターンがあると思います。また、市外の医療機関のほうでもそういう託児をやっているということも伺っているので、そこら辺のノウハウもいただきながら調整していきたいと思っています。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ではもう一つ。

例えば、母子家庭とか父子家庭の場合、この場合はちょっと子どもと1週間でも離れたほうがいいのではないかとというときに、お母さんをそこに宿泊してもらおうと。そうした場合、お子さんを1週間どこかで預かってもらうというような手だてというのはもう打って

あるのでしょうか。

○**滝川健司委員長** 市野児童養育支援室長。

○**市野朝子児童養育支援室長** お子さんだけを母子、分かれて休養していただくという方法になりますが、例えばそうなった場合には、やっぱり緊急の一時保護みたいな形で児童相談所だとか、そういうところの協力を得て一時保護みたいな形で母子、赤ちゃんを例えば施設で短期間でも預かってもらうというようなことも想定はできるかと思えます。

○**滝川健司委員長** 小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** それでは、4の1の8助産所費、助産所運営事業になります。17ページです。

1点ありますが、19万1千円の内容を伺いたいと思います。

○**滝川健司委員長** 鈴木地域医療支援室長。

○**鈴木英乃地域医療支援室長** 19万1千円の内容につきましては、しんしろ助産所で宿泊型産後ケア事業を実施するための会計年度任用職員の報酬、賄材料費、シーツ等の賃借料となっております。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** 歳出4款1項5目の予防費、新型コロナウイルス対策事業、17ページであります。

3点、以下お尋ねします。

二酸化炭素濃度の測定器の配備される予定の公共施設についてお伺いします。また台数についてもお尋ねをいたします。

2点目であります。購入予定の二酸化炭素濃度測定器の機能等の内容についてもお尋ねします。

3点目であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として全て充当してありませんけれども、充当できないのかどうか、この辺のところも確認します。

○**滝川健司委員長** 武川健康課参事。

○**武川裕江健康課参事** 1点目の二酸化炭素濃度測定器の配備予定の公共施設及び台数につきましては、庁舎関連で17台、まちなみ情報センター、しんしろ福祉会館、児童館、文化会館などの公共施設へ25台、小中学校、こども園、おおぞら園、児童クラブへ55台、貸出用で4台の合計101台を計上しております。

2点目の購入予定の二酸化炭素濃度測定器の機能につきましては、室内の二酸化炭素濃度をリアルタイムで測定し、表示面にデジタル数字で測定値をppm単位で表示するものです。また、室温、湿度も合わせて表示する機能を有しています。さらに、必要換気量を満たしているかを音で知らせる機能として、濃度が1,000ppmを超えるとアラーム音が鳴る設定となっております。

3点目の地方創生臨時交付金への充当については、委員の御指摘のとおり、費用の全額を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象として充当することは可能ですが、今般、豊橋信用金庫様から新型コロナウイルス感染予防対策の資金として寄附金をいただきましたので、購入費用の一部へ寄附金を充当させていただきました。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** さきの一般質問の中でも取り上げさせてもらいましたけれども、この濃度測定器の配備については、愛知県全体ちょっと遅れておるようであります。全国全般を見ますと、東京、大阪を中心にしてかなり普及されておりまして、これはもう昨年度の段階で、やはりこれは効果的だという判断の下

で都市部を中心にやっております。最近では、浜松方面、私もちょっとのぞいてみました。ファミレスあたりもやはり食事等にすごく密の状況があるということで、配備がかなりのスピードでされておるようであります。

ようやく、この新城市としても行政の段階で公共施設にこうやって今御報告いただいて、101台配備していただけるということで、確かにこれはこれで結構でありますけれども、この中の、特にもう一回確認したいことがありました。

まず、商工政策課のほうでも、これが事業の継続支援事業として事業化されまして、対象事業としてもうこれは新年度になってから支援金ということで補助金対象になっております。これもありがたいことであります。一定の前進だなと感じておりますが。

さきの一般質問の中で、総務部長にも私、確認したことがありました。ビル管理法というのがございまして、その中でも特に新庁舎について当てはまるか、当てはまらないか私は素人で分かりませんが、換気施設が十分あるから大丈夫だと、こういうような御答弁、先日の一般質問の中でいただいたんですけども、そういう問題ではなくて、換気上の密を二酸化炭素をいかに換気によって浄化させる、また二酸化炭素濃度そのものの数値として現れるこの測定器をきちんと測れるような義務になっているんですね。これは二月に1回とも、厚生労働省の文書の中にも書いてありました。

この辺のところを公共施設101か所以外の、要するに本体の庁舎についてはどうなのかと、こう思いまして、ここのところをまず確認したいんですがいかがでしょう。

○滝川健司委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 さきの一般質問の中で丸山委員が御質問された内容に私、お答えいたしました。市役所の本庁舎のことはやはりビル管理法における特定建築物に該当しま

す。ということで、換気設備が一応整備されておることなんですけれども、そのビル管理法に基づきまして空気の環境測定というのを年に6回、それから空調設備の保守点検も年4回やっているということで、法で定める測定、点検を実施しております、適正に維持管理ができておることではございますが、そうはいつでも、この今度の二酸化炭素の濃度測定器、いわゆる二酸化炭素濃度が見える化されるものでございますので、今新庁舎におきましても、適正な換気はできておることではございますが、それに加えて日に3回は換気をしております。

ということで、今回測定器を入れることでさらに換気の見え方がはっきり見えるようになりますので、そういう意味で本庁舎にも、今の予定ですと13台はそれを配備する予定にしております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。新庁舎へは13台配備されるという予定だそうではありますが、特にこの中で、換気設備があるということで総務部長に今答えていただいて、対策はこれからはとっていきたいということではありますけれども、法に基づく換気量の確認というものが当然必要であって、その測定器があるわけでありまして。新庁舎の中でも、また私たち、東庁舎の中でもここの議場の中も含めていろいろところで集合される部屋というのが当然固定されるわけでありまして、やはり常時やるのではなくて、そういうときの会議等々によって集中的にやはり管理義務を果たしていかなければならないということで、この二酸化炭素濃度測定器というのは、非常にこれは今の中では注目されるものであると。

先ほどの御回答の中で、1,000 p p mということもありましたが、もう少し基準を厳しく、例えばいろいろな厚生労働省の指示書を見ますと、800 p p mぐらいを目安としてある程度の動作を起こしていくと、そんなよう

なことも書かれております。そういう観点から、改めて使い勝手も当然必要になってくるものですから、ここをもう一回改めて購入後の対策、もう少し練っていただいて指示をしていただければと思うんですがいかがでしょうか。

○滝川健司委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 購入後の二酸化炭素濃度測定器の利用方法については、委員の御指摘のように指標などどのように活用していくかということについてマニュアル等で示していきたいと思っております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 3点目のところに入りますけれども、財源の関係であります。

財源の関係におきましては、やはり公金費全額これは充てがわれるべき中身だと思いますので、貴重な御寄附をいただいたこのお金については、また違う形でも表せたのではないのかなとも思ひまして、この臨時交付金そのものについての有効活用、ここをもう少し明確に打ち出してもらえればありがたいなど。

後ほどまた財源を振り替えて、この交付金が手当されるのかどうか、その辺のところも定かではありませんが、財政的な見地から見てそういうようなことも可能なんでしょうか。

○滝川健司委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 御寄附いただいたのが、新型コロナウイルス感染症対策ということで、その御意思に沿うために、やはり形に残るものでということていろいろ検討させていただいて今回の二酸化炭素濃度測定器を購入しようということになったんですけれども、全庁様々などところに必要な台数を整備しようと思うと、やはり100台を超えてしまうところもあって、足らない部分はまだ新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金のほうが残額がございましたのでそちらを充てさせていただいたということになっております。

です、財源はこのままで変えることは

ないと考えております。

○滝川健司委員長 1時間経過しましたので、質疑の途中ですけど休憩します。再開を2時40分として休憩します。

休 憩 午後2時33分

再 開 午後2時40分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、質疑を続けます。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 次に入ります。

4款1項7目の訪問看護費、訪問看護事業、17ページに入ります。

2点、お尋ねします。

しんしろ福祉会館への訪問看護ステーション事務室移転の理由についてお尋ねします。

2点目であります。今日まで鳳来保健センター内に設置されております訪問看護ステーションの効果及び成果についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 まず1点目、移転の理由であります、主な理由につきましては、訪問看護の利用者の8割近くが新城地区に居住しており、これにより業務の効率化と職員の負担の軽減を図るものです。

2点目、効果と成果ということですが、市内開業医や介護支援専門員等関係機関との連携が進み、訪問看護を利用されている方が増加しております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 昨日の厚生文教委員会の席におきまして、詳細にわたりましては質疑をさせていただいて大体詳細部分、御解答いただいておりますのでよく分かっておりますけれども、1点だけ確認をさせていただきます。

ICTの活用はもちろんのこと、今後これまでの在宅医療や介護の連携システム、これ

を進められてこられたということでただいま御回答もいただきましたけれども、そういった中で移転後のこの訪問看護ステーションの課題としてどういったものが挙がってくるのかというところも見据えて、特に24時間365日体制だとか、あと看護師の確保も含めて、それから社会福祉協議会との連携も含めて、いろいろな意味でこの辺の移転後のステーションの課題、ここもできたら確認したいと思ひまして質疑をさせていただきます。

お願いします。

○**滝川健司委員長** 鈴木地域医療支援室長。

○**鈴木英乃地域医療支援室長** 課題ということですが、今鳳来の保健センターにあるところが新城地区に移るということで、そこら辺の周知は関係機関にやっていきたいと思っております。24時間365日ということ、訪問看護ステーションの職員も頑張っておりますが、そこら辺につきまちは負担の軽減の意味でも新城地区へ移転することによって移動距離の軽減とかが図られることと思っております。

課題ということですが、看護師の確保については、利用者さんのほうに今後訪問看護のほうで在宅で安心して暮らしていただけるような形で確保は継続して努めていきたいと思っております。

あと、移転先がしんしろ福祉会館になりますので、社会福祉協議会とか、地域包括支援センターとか、介護訪問での主立った相談機関が入っておりますので、そちらのほうとの連携もより一層図っていききたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、小野田直美委員。

○**小野田直美委員** 4の1の8助産所費、助産所運営事業、17ページです。

先ほどの浅尾委員の答弁で理解できましたので取り下げます。

○**滝川健司委員長** 小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** それでは、8の2の3道路新設改良費、社会資本整備総合交付金事業になります。19ページです。

2点あります。

1点目、道路ストック対策事業として、令和2年度補正予算と重複する経費の減額として1億50万円とありますが内容を伺います。

2点目、今回、なぜ1億円を超える多額の税金が重複する経費となったのか理由を伺う。

○**滝川健司委員長** 河村土木課長。

○**河村英樹土木課長** それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目の内容ですけれども、事業の内容としましては、市道一銚田大原線の舗装修繕工事、延長千メートル、幅員7.5メートルとなります。

2番目の質疑ですけれども、要因としまして、令和2年12月の国からの令和2年度の総合経済対策の3次補正予算の対応ということで照会がありまして、次年度予算を前倒しということで一銚田大原線を上げさせていただきました。3月議会で補正予算へ計上させていただきました。令和2年度予算として執行することとなったため、令和3年度予算と重複することとなりました。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** 内容は、一銚田の道の整備事業だということで理解をいたしました。

2点目は、令和2年12月に国からの3次補正の照会があつて前倒しをするということで重複するものを今回削除するというので経

緯も分かりましたが、1点お聞きしたいんですが、こうしたこれまでも行政の状況の仕事なんです、国からのこういった照会や予算を前倒しにできるかとかそういった確認というのはよくあることなんでしょうか。

それを聞かせていただきたいのと、あと議会としては令和2年度の予算とか令和3年度の予算を審議して、これでいいよということで議決をしてお墨つきを与えて税金を使っていくという状況なんです、こうした形で説明だけ聞くと、何かいとも簡単に出入りしたりとか、抜いたり出したりという形の方向に聞こえるものですから、非常に議会軽視ではないかなと、私自身議員の仕事として一生懸命やっているを見ると感じるころはあるんですが、こうした国からの照会があって前倒しというところというのはよくあることなのかというのと、そういう意味合いでどう考えているのかどうか伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 決して議会軽視をしているというあれはございませんけれども、今回は国の3次補正ということで令和2年12月8日に閣議決定された国民の生命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策ということで、国のほうが打ち出し、これに基づいてポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環及び実現及び防災・減災国土強靱化推進などの安全・安心の確保という二つの柱、この中の一つとして今回申請をさせていただいたものでございます。

これが毎年のようにあるかと言われますとそうではございませんので、補正があった場合対応させていただく、そういったことに該当するものがあれば対応しているところでございます。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

では、今回の措置というのは、イレギュラーなことで、そんなにないということで理解

をしていいかと1点お聞きしたいのと、もう1点は、これが確定したときに議会への説明だとか、公務を所管される所管の委員会等に説明をしたのかどうか、そこら辺の経緯、分かれば教えてください。

○滝川健司委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 補正予算の際、説明はしてあると思います。

まれです。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。まれだということと理解いたしました。

それでは、次の質問になりますが、8の2の3道路新設改良費、道路メンテナンス事業になります。

1、橋梁・トンネル・大型構造物長寿命化対策事業として、令和2年度補正予算と重複する経費の減額として900万円とありますが内容を伺います。

2点目、今回なぜ900万円が重複する経費となったのか理由を伺います。

○滝川健司委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 それではまず1点目ですけれども、事業の内容といたしましては、橋梁修繕工事の発注のため、詳細設計2橋の業務委託となります。

2番目ですけれども、先ほどと同様になりますけれども、国の補正予算の対応ということで前倒しで計上しております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 8款2項3目であります、ただいまの浅尾委員から詳細について確認をさせていただきましたので取り下げをしますが、関連して1点だけ、2問目ということでお願いしたいものであります、今回こういった条件の中で、一般財源も当然取崩しをする、減額をするということになっておりますが、この一般財源をそのまま次の事業に、新

しい事業が発生した場合には、効率的に使えるのかどうか、その点だけ。

○滝川健司委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 それについては、使うことはいたしません。

○滝川健司委員長 次も取り下げでよろしいですか。

○山口洋一委員 はい。

○滝川健司委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、10の1の3教育指導費、学校情報システム管理事業になります。19ページです。

学校情報システム管理事業費の43万6千円の内容を伺います。

○滝川健司委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 学校情報システム管理事業の43万6千円につきましては、タブレット用のタッチペンを、教師一人1本計377本を購入するものです。

現在、タブレット活用時には、指で文字を書いたり操作したりしていますが、タッチペンを使うことでよりスムーズに使えるようになります

なお、児童生徒分につきましては、東海ルフト株式会社様が寄贈してくださいましたので、購入する必要性はありません。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ありがとうございます。

先生の方で、タッチペンを377本買うというもので理解をいたしました。

詳しく聞くんですが、このタッチペンのメ

ーカーというのはどういったものなのか、また、1本何円ぐらいなのかというのを分かっていたら教えていただきたいのと、もしもなくなった場合はどういうふうにするのか、自己負担なのか補償としてまた買うというのか、そこら辺も分かっていたら教えていただきたいと思います。

○滝川健司委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 まず、メーカーですが申し訳ございません、把握しておりません。

単価は、約1,100円です。

あと、なくした場合ですけれども、児童、生徒、場合によっては教師がなくす可能性がありますけれども、予備が若干ありますのでそれを活用するという対応していきたいと思っております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 このタッチペンを買うときには、お店で買うのか一般競争入札で買うのか、そこら辺はもう決まっているのかどうか、分かっていたら教えてください。

○滝川健司委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 一般競争入札と思います。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。また、状況見て進んでいくということで理解をいたしました。

それでは、次の質疑に入りたいと思います。

10の5の4学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業、21ページになります。

4点、ございます。

449万7千円の内容を伺います。

2点目、学校給食共同調理場建設の事業は、現在実施設計まで進んでおりますが、今回なぜこのような事業が必要になったのか伺います。

3点目、県道敷払下げに必要な土地の確定や分筆登記業務委託とあるがどこに委託して

いくのか伺います。

4点目、構造物撤去工事とあるがどういう内容なのか伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1点目の449万7千円の内容につきましては、県道敷払下げに必要な面積確定及び分筆登記の業務委託料149万1千円、払下げ対象地の構造物撤去に係る工事費300万6千円です。

2点目ですが、実施設計においては、県道敷地の払下げについて県と協議中であったことから、市有地内での配置計画としました。協議を進める中で、県から払下げに向けての了解を得たことから、共同調理場の安全で効率的な運営を行うため、払下げの手続を進めることとしました。

3点目の委託ですが、委託先については未定です。

4点目、構造物撤去工事につきましては、払下げを受ける部分について用途廃止ができるよう、道路施設について構造面及び管理面でも区分させるために行う側溝やアスファルト舗装の撤去と、のり留め工を予定しております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

まず伺いたいと思うんですが、この土地確定や分筆登記に関わる日数は大体どのぐらいなのか伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 3か月から4か月程度と考えております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、土地不動産の鑑定等はこの中には含まれているのかどうか伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 この中には含まれておりません。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

そういう中で、今回この学校共同調理場をつくるといったときに、市は、市の敷地内で作るから土地代等は要りませんよということで繰り返し説明してきた、進んできたものなんですけど、今回どうして実施設計までつられて、もう後は明日でも事業者が決まれば具材を運んで建築できるという実施設計までできているのに、今ここで土地を買うということになったのか、伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 もともと土地の選定については、基本設計の中で土地の選定を行ってまいりましたが、昨年度の実施計画の中で測量した結果、敷地の境界線について認識の誤りがありましたので、かなり市有地が手狭になってしまいました。

その中で、土地の購入をせずに市有地内で収めるような計画として実施設計を行いました。この狭い敷地の中で今後将来にわたって共同調理場を運営していくには安定した運営の課題が残るということで、県と協議もした上で払下げが可能ということでありましたので、今回土地を取得して適正な位置に共同調理場を建設したいと考えております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 やっぱ一般質問でもやりましたけど、信じられないわけですよ。実施設計というと、もう最終段階に入ったものをつくって、4,300万円も税金を含んでつくったものが結局無駄になるわけですよ。

これから、県の土地を買うということは、私は市民の皆さんは絶対に理解できないと思うんですよ。常識的には、基本設計をつくる前に、自分のところの家がどこに敷地があって、土地があるということを確認した上で基本設計を建設会社の人をお願いする、これって常識だと思うんですよ。これ、やってなかったということではないんですか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 基本設計の段階では、まだ建設地が決まっておりました。建設地につきましては、新城地区で1か所、鳳来地区で1か所の計2か所での計画を検討してきましたが、検討する中で最終的に現在の川路の萩平地区1か所での建設方針が決まったということで、土地の境界確定のところまでは考えてはいなかったということになります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 信じられないですよ。基本設計をつくるときには建設地が決まっていなかったということで、敷地境界線を確認をそこまで至らなかったという答弁だったと思うんですが、基本設計のお金も税金で出ているわけですよ、1,400万円以上。これを使って結局成果品をつくったんだけど、その中に愛知県の土地があったことが分かって、この図面使えなくて無駄になったわけです、1,400万円も。

こんなことが常識的にあり得るのかと、もちろん行政の仕事で皆さんの大事な税金を使っているわけですから、敷地境界線を基本設計のときに調べなかったということは、予算が入ってなかったということではないんでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 土地の境界確定の委託費は入っておりません。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 何遍も言いますが、自分の家を建てるときに、自分の土地が大体ここまでだよということは調べますよね。今回の状況でいうと、隣の土地のところまで図面を引いちゃってそれで基本設計を1,400万円で作ったというところから大きなミス、大きな税金のお金の無駄遣いが発生していくわけです。

今回、基本設計が終わりそこで止まればよ

かったんですけども、実施設計の4,300万円も予算がついちゃったから、そこまで進んで終わっちゃったということで、後から県の土地を今、さあこれから買い始めようということで、ちょっと信じられないというか、あり得ないでたらめな計画に進んでいるとしたら、私は市の答弁を聞いても納得はいきません。

今、この愛知県の土地をまた買い始めようというところからスタートしているんですが、私から言えばもうゼロベースからもう始まっているようなもんだと思わざるを得ないんですが、愛知県との協議というのはこれまでに何回やって、どこまで進んでいるのでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 県から払下げについて事務を進めるということがことしの2月下旬の協議の中で、そういうお答えをいただきました。

その後、4月に入って現場でお互いまた再度境界の確認を行って、あと担当者レベルでは、進捗について確認をしながら、今事務を進めておるところです。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、県との協議は2月から始まって4月に一応現場を見た。担当者とは電話連絡等で調整を取っているということで理解をいたします。今の状況で言えば、ただ予算が幾らだとか、後は確定すらまだできていないということで、予算が今回初めてついたということで、ゼロベース的な話合いが今からまさに始まるんだと理解をいたしました。

こうした状況の中で、私は本当に基本設計の設計図面も無駄にしたと思うし、実施設計の4,300万円の費用も無駄になったと思うんです。

今回、仮にこの県の土地を買った場合に、そこを使えるということになるかと思うんですが、次、また実施計画の再設計というの

を考えているということでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 すみません。先に県の協議ですが、2月25日に県のほうから払下げについて事務を進めるという話をいただきまして、その前に敷地境界が分かった11月の時点から新城設楽建設事務所とは協議をしております。そちらとは、3回から4回ほど話をしまして5回目で2月に県庁に行きまして話をしたところ、前向きに進めるという回答をいただいたところです。

それから、今後ですが、共同調理場を建ててしまいますともう建て替えるというわけにはいきませんので、今後将来的に安定して学校給食を提供していくために必要な適切な位置に建てていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 お答えになっていないのでもう一度聞きますが、その建替えがすぐには容易にこのままではできないわけですから、県の土地を買った暁にはもう一度適切な位置、適切な図面で実施設計を行うということで認識はあるのかどうか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 そう考えております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、もう一回実施設計費が出るわけです。本当にこんな状況を市民が知ったら「私らの税金返してくれ」と「何やっとなるんだ」と言われざるを得ないと思いますよ。基本設計のときに、他人の土地のところまで図面を引いてこれをつくるという、それで後から他人の土地だと分かたらその土地売れというこんな状況。そして、さらにもう実施設計までね、そこで止めればまだよかったです、そこからさらに詳細設計の入る実施設計まで4,300万円で作ってしまったという今、状況です。

そこで、その土地を買うためにこれから協議をすると。本当にどういった行政なのかと思わざるを得ません。さらに、その土地が買った暁には、また4,300万円もの実施設計費が予算されて、また再設計ですね、実施設計の再設計が最終的には行われると。

こういった状況はあり得ないと思うんですが、本当にこうした状況で進めるということでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 一般質問の答弁の時点でもお答えさせていただきましたが、本事業については自校の給食調理室が抱えている三つの課題がございます。それを早急に解決するにはこの共同調理場の建設を進めるしかないという判断の下現在進めておりますので、事業については粛々と進めてまいりたいと思っております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 部長と課長はことしの4月他部署から異動で来たものですから本当に大変だと思います。本当にお気の毒だとは思えないんですが、やっぱり私自身は議員として大事な税金の使い方の無駄遣いをチェックしていくと。しっかり市民の税金を病院だとか、福祉とか医療とか教育とか、経済も含めてですけど、ちゃんと無駄遣いがなければその分そこに充てられるお金があったわけですから、そこをチェックするという立場で私はこっちにいますので、ぜひそこを理解していただきたいと思います。

ほかの方もいますので最後にしますが、実施設計というのはどういうものかというのを最後に確認します。

実施設計という段階に入りますと、本当にあともう具材や建設業者を入れて、明日にでも発注をかけて工事をその図面を見て、物すごい詳細だと聞いていますので、何メートル先に柱を何本建てるだとか、南東にここに壁をつけるとかという、本当にプラモデルでい

うとその設計図案があって物をつくれるという段階に入っております。

この愛知県の土地の上に建物が建っていない状況で、本当タイトな、窮屈なものを今実施設計で挙げているわけですけど、土地を買ったときには、また再設計、人によってはちょっと変えるだけで実施設計なんか簡単にできるよって言う人もいるんですが、そんな簡単にできるものなんでしょうか。やっぱり、どこの地盤が緩いとか、そこでまた土地が広がった分その分土地の柱をそこにやると構造上、免振上、耐震が高くなるとか低くなるとかそういう構造全体が変わってくると思いますので、結局大直しというか、県の土地を買った部分も含めて実施設計をするということになると、結局ゼロから実施設計をするということになるのではないのでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今回の実施設計で、建物の位置を西側にずらしました。それにつきましては、極力基本設計での計画に、建物本体に変更のないように移設をしております。外構についてはどうしても変更は生じてしまいますので、その分については費用がかかりますが、建物本体の設計についてはそれほど大きな変更はなく位置をずらされる、元に戻せると聞いております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 これを最後にしますけど、簡単にずらして、ずらしてということで、そんな簡単な実施設計なのかなと思います。

では、もう一回言いますが、結局4,300万円の実施設計つくったものですけど、それをずらすということで実施設計の再設計が今後行われると思うんですが、それはただでやってくれるんでしょうか。それとも、やっぱりもう一度幾らかお金が発生し、再設計をするということになるんでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 費用は発生すると思います。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 10款4項3目文化財保護費、文化財の保護事業についてお尋ねします。

3点です。

1点目でありますけれども、市指定の文化財「鳥居強右衛門勝商磔殺の図」の再発見から今日の修繕に至る経緯、これについてお尋ねします。

2点目であります。修繕内容と修繕費用の妥当性についてお尋ねします。

3点目であります。修復後の活用についてお尋ねします。

以上、3点。

○滝川健司委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 3問、いただきました。1問目からお答え申し上げます。

再発見から今回の修繕に至る経緯につきましては、鳥居強右衛門勝商磔殺の図につきましては、昭和33年に新城市の有形文化財として指定をいたしました。当時その所有者は有海の新昌寺でございましたが、住職の代替わり等がございまして、その所在がしばらくの間不明になっておりました。

令和元年9月に再発見され、それを機に寄贈の申し出がございまして、本市が所蔵するに至っております。

資料につきましては、これまでの保存状態や経年の劣化によりまして、軸装の絵の部分が裂けるなどしており、このままの状態を保存を続けることは、貴重な資料の状態がさらに悪化し続けてしまうなど大いなる懸念を持っておりました。

そこで、速やかな修繕に向けて予算措置等を検討している中で、今回、寄附のお申し出がございましたので、それを活用させていただくことに至りました。

2問目の修繕内容と修繕費用の妥当性につきましてですが、修繕の主な内容といたしましては、資料の劣化を防ぐために、絵が描かれている絹の後ろに紙を貼りつけ、しわやたるみを防ぐ補強、いわゆる裏打ちという作業になるんですけれども、こうした作業を行います。また、絹の欠損した部分に絹を埋め込む作業も合わせて行う予定です。こうした作業を行うことによりまして、今後100年程度の保存が可能となっております。

修繕費用につきましては、本資料が市の指定文化財であるため今の状態を大きく改変せず、また化学糊など科学的なものを使用せず、時間をかけて丁寧に修復するという日本古来の修繕方法を採用いたしますので、これまで類似するような修繕の経験から算出したものでございます。

修復後の活用につきましては、修復期間をおよそ9か月ほどと見込んでおります。修復が完了する来年度以降、長篠城址史跡保存館におきまして、一般公開をしていきたいと考えております。

特に、令和5年放送予定のNHK大河ドラマ「どうする家康」や、令和7年度に迎えます長篠・設楽原の戦い戦後450年に合わせたそれぞれの展覧会を計画する中で、メインとなる展示資料として活用していきたいと考えております。

さらに、これまでも複数の出版社などから、鳥居強右衛門の画像を使用したいという申し入れがございますので、積極的に本資料の画像データを貸出しすることで、長篠城のPRにも役立てていきたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** 大体流れはつかませてくださいました。

これは新聞の中で私も見て、いやいやすごいことだったなと思ひまして、再発見とあったものですから、今事情をお聞きしましたところ、お寺さんの中にしまい込まれたいたと

ということが理解できましたし、新聞の中にも書いてございましたので分かりましたが。

ただ今回、特に1番、2番についてのごとくでありますけれども、これは新しい新城が合併して第1号という形ですわね、まあ引き継がれてたくさん指定されたものがあるかと思いますが、新しい新城というのは旧新城市であります。昭和33年ですか、当時のものということで、以降私自身も当然これを見たことがなくて、これまで何か御披露されたような経緯というのはこの図に関してはあったんですかね、どんなものか分からないものですから。

○**滝川健司委員長** 湯浅生涯共育課参事。

○**湯浅大司生涯共育課参事** これが昭和33年度以降にどのような形で公開されたという詳しい資料は残っておりませんので、詳細については分かりかねるんですけれども、有海の新昌寺さんには以前よりこの肖像画があるということと言われておまして、戦後40年とか350年祭というのを長篠城やその周辺で行っております。その際に、絵はがき等でこの画像の写真が出ておりますので、そのときに恐らく展示等されているものと理解しております。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** ということは、どこかで多分写真なり、ファイル化されたこと、御披露されたことがあったということを確認させてもらいました。

それで、見積りが今回の予算の中で上程されておりますけれども、大体こういう裏打ちをされたり修繕するというのは、全く私も皆無で分からないんですけれども、この程度の額で収まるのか、それとももっと何百万円とかかるのか、本当想定できないんですけれども、この予算の中でできるということによろしいんですかね。

また、どういうところへこういうものは修復に出されるのか、一般的には京都だとか、

あっち方面が多いのかなとも思いますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○**滝川健司委員長** 湯浅生涯共育課参事。

○**湯浅大司生涯共育課参事** 当然、こういう修復に関しまして文化財というものになりますので、ある程度専門の技術とそれから専門の知識を持った人、業者さんをお願いする必要があります。今回は、あちこちの博物館とそれから市の富賀寺さんで持っておられる三千仏という重要文化財の資料等も市も関わりながら修復活動をしているわけなんですけれども、そういったところに頼みますともう桁が1個変わってくるというような状況もあったりします。

ですけれども、今回はその重要文化財と同じレベルで直す必要がないものと考えております。市の文化財にはなっておりますので、いわゆる日本古来のやり方でやれば十分に100年以上もつと考えておりますので、そうした中でいろいろな業者さんを選定していきながら、あちこちに聞いた感じではこのぐらいの金額であれば十分にできるでしょうというような回答もいただいておりますので、ですのでその中で100年もつ修復を考えていきたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** 特に、今回寄附金の中で活用されるものですから、それも同時にいろいろちょっと頭をひねりながら考えておるんですが、額が本当に相当なものなのかどうか、やりようによってはまた数倍、数十倍というものがあると今御回答いただきましたが。

まさに一番最初に回答いただいた中で、再発見されて、今回までの、再発見される前の段階で、文化財の保護条例をずっと見ておるんですけれども、これを見るとやはり、確かにこの責任者である使用者の責任は当然ございますけれども、新城市の教育委員会としてもこれは非常に責任が重いのではないかなと思うんですね。

たくさん文化財がある中で、一つ一つチェックをしておればこういう事態にはならなかったと思うし、またそのものの損傷だとか、所在の変更だとか、また修理の補助についてもいろいろ条例の中にもうたっているものから、うたっている以上、またもう一つ、勧告ということも載っておるんですね。第11条のところには、管理についての勧告というのも載っておるものですから、教育委員会として責任というのはこれ、すごくあると思うんですね。このあたり、なぜこういう事態に至ってしまったのかっていうのがすごく疑問に思っております。

確かに、お寺さんのところにあったということもあるかも分かりませんが、そこで代が当然代わられる、またほかの御住職の方が代わられて管理が移行される。そういう段階でも、やはり市との関わりというのは非常にあってしかるべきだと思うんですね。

今回の事態、どういうふうに考えておられるのか、ここも合わせて確認したいと思いません、教育長、どうですかね。

○**滝川健司委員長** 和田教育長。

○**和田守功教育長** 市で指定した文化財でありますので、きちっと管理監督の必要性はあると思います。

しかし、新城市の文化財は愛知県下でも非常に多い文化財指定してありますので、なかなか担当者自身がすべてくまなく目を行き届かせるということが難しい状況になっております。担当、努力して一つ一つチェックはしておりますが、仕切れない部分があったということで、こういった事態が起きたのではないかと思います。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** いろいろと関係の方にも私、実は調べさせていただいて、このものが長尾華陽という方ですか、江戸から明治にかけてに書かれた、豊橋市出身の方ということで、そこまで私も分かったんですけど、実物

をまだ見てなくて分からないんですけど、それを楽しみにしながら近い将来の修繕状況、また見ていきたいと思います。

これで終わります。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山口洋一委員。

○**山口洋一委員** ではお伺いします。10款2項1目でございます。学校管理費、小学校管理事業、資料は21ページであります。

今回117万2千円の排水路改修工事が打たれておりますが、築後数年であります。こういったことが本当にあるのかどうかということで、これに至った原因。

そして、工事の請負費に係わる詳細。

以上、2点お伺いします。

○**滝川健司委員長** 原田教育総務課長。

○**原田俊介教育総務課長** 排水路改修の原因としましては、昨年度の大雨により、グラウンドの雨水が北側側溝を越水し、のり面の一部が崩落したため、応急的な仮復旧を行ったところですが、今回、側溝の越水対策を行うことで恒久的対策を図るものです。

2点目の工事の詳細ですが、グラウンド北側の側溝のしゅんせつ、蓋の取替え、集水桝からの排水構造物の設置、のり面への防草シート設置を予定しております。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員。

○**山口洋一委員** グラウンドの北側といいますが、消防のあるあの奥の裏の通りのところということで理解をしてもいいのか。実は、建設当時一時期岩が出るということで非常にあそこも苦慮した工事をされたわけですが、勾配からいくと北側に水が行くというのはさも不思議だと感じるんですが、普通作手総合庁舎方面に来ることなら分かるんですけど、北側に抜ける、越水するという、そしてさらには、敷設した排水路が、当然仮に山が動くかどうか分かりませんが、それによって下がってしまったということも

あるのかどうか、ちょっとその辺が確定であるならば確認したいと思います。

○**滝川健司委員長** 原田教育総務課長。

○**原田俊介教育総務課長** 結果として、北側に越水をしたと、時間雨量が相当な量があったのでさばき切れずにそういうことが起こったのかなと思っております。

現況、側溝が沈んでおるといようなことは承知はしておりません。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員。

○**山口洋一委員** ただいまそれに加えた事業としての内訳として、しゅんせつをする、それから排水路の蓋を交換するということですが、しゅんせつをするということは通常の溝蓋であったのか、例えばグレーチングで升目が多くて、当然グラウンドですので、泥がそのまま水と一緒にいきますのでそれが入ってしまったのか。本来であるならば、溝蓋だけを換えて、しゅんせつだけすればいいのではないかと今ぱっと思ったんですが、その点はいかがなものでしょうか。

○**滝川健司委員長** 原田教育総務課長。

○**原田俊介教育総務課長** 現在は溝蓋の部分を6枚ほどグレーチングに変更するように計画をしております。

建設当初は、やっぱりグラウンド、土が浮いて上側にじゃりみたいな細かい粒が浮いてくるのが、これまでの中で表れて流れてきたということだと思いますので、大分現状は沈んで落ち着いておりますので、もうこれでそういったことはなくなるのではないかと考えております。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員。

○**山口洋一委員** あそこ砂地のところだと理解しておりますので、これは一般道路ですと例えばスカープを入れて水を逃がすということも、側溝へなるべく無理にもがけないような工法があると聞いておりますが、例えば、余り頻繁になるようであるならば、そういった手法でちょっと小さな堤体をつくって、今課

長がおっしゃられたグレーチングの部分へ持ち込んでいく。そして、そこで砂等が除去できるような形にすれば少しいいのかなと思います。

そして、これに付随しますが、これで子どもたちが学校生活の中で水が一定来た、グラウンドの使用状況に支障があったのかなかったのか、その点だけ伺います。

○**滝川健司委員長** 原田教育総務課長。

○**原田俊介教育総務課長** 特に支障があったようには聞いておりません。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** それでは、歳出10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業、21ページです。

(1) 県道敷及び関連した土地の払下げについて、県との交渉状況を伺う。

(2) 今後購入する場合は、土地鑑定評価業務を委託するのか伺う。

(3) 県道敷払下げに必要な土地の確定・分筆登記業務委託及び構造物撤去工事とあるが、449万7千円の内訳を伺う。

○**滝川健司委員長** 原田教育総務課長。

○**原田俊介教育総務課長** 1点目の県との協議につきましては、払下げに向けた事務を進めていくということで調整が済んでおります。

2点目の土地鑑定評価業務につきましては、売主である愛知県が土地の鑑定評価を行うと聞いております。

3点目につきまして、449万7千円の内訳につきましては、県道敷払下げに必要な面積確定及び分筆登記の業務委託料が149万1千円、払下げ対象地の構造物撤去に係る工事費300万6千円です。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** 先ほどの浅尾委員の質問と重なる部分がありますので、再質疑に入ります。

(1) のこの県道敷及び関連した土地の払下げについて、県との交渉については先ほど御説明を受けましたけれども、ここに至った状況、当初新城市は建設用地を市の用地、川路萩平1の158、159、160、これを予定していたと思うんですね。

それで、東三河建設事務所のほうにもその旨を報告し、建築の許可を受けたということで、そちらのほうはよかったか、教えてください。

○**滝川健司委員長** 原田教育総務課長。

○**原田俊介教育総務課長** 敷地については、3筆でしたが、建築確認許可は受けておりません。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** どうしても、建築許可ですので詳しいものは必要ないかと思えますけれども、この段階で設計業務の委託をするときに、設計業者に対してこの土地をしっかりと新城市は示したのかということなんですけれども。

こちらをいただきまして、この給食センターの基本設計の報告書の中にしっかりと敷地概要、これは業者が出したもののなんですけれども、地名地番のところには川路の1の160、159、158番としっかりと明記がしてあります。そして、敷地面積については4,128平米という形もしっかりと書いてあるんですね。通常ですと、公図なんかですと多少平米数が変わってくるのは確かなんですね。こちらの要約書と比べても、やっぱり多少違いますので、これは何から算出したか調べてみましたら、市の資産管理室で公用地のデータがあるんですけども、その中にこの158から160まで、この3筆については、公簿地積を用いてしっかりと市は設計業者にこの敷地面積を示して委託をしているというのが分かりました。

ここまで敷地もはっきり提示をして受けた設計事務所のほうも、これをしっかりと把握していなければ本当はいけないですよ、敷

地も分からずに設計というのは建蔽率とかいろいろありますので。まず、基本的には敷地を確定するところから始まると思うんですけども、ここにどういうミスがあったのか、市のミスなのか、業者のミスなのか、この辺はどのようにお話をされたか、どのように判断をされたか教えてください。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 土地の測量等は行っておりませんので、恐らく土地登記簿謄本から登記面積等、公図から現況の位置をここということで示したと思います。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 通常、そんなあやふやな状況で設計を頼むというのはおかしいんですね、当然、建蔽率等がありますのでね。しっかりとその辺については、こちらのほうも依頼をします。そして、受けたほうもこういったプロの設計士の方ですと、法務局へ私たちみたいに出向かなくても、パソコンで土地の図が出てくるようになってくるんですね。そういったものをちゃんと確認した上で設計に臨むと思うんですけども、それができていなかったのではないかと思います。

それから、先ほど浅尾委員にお答えいただいた昨年の11月に県の用地が入っているということを知った。その後、県との協議をしながら市のほうで買うのか、無料でいただけるのか、その辺のことは分からないですけども、5回ほどの協議を行ったということですけども。ちょっと立ち戻って、この県の用地があるというのを、この基本計画ができたのが令和2年5月なんですね。それで、知ったのが11月なんですよ、6か月間この間にどなたがこれを違っているということを知ったんでしょうか。教えてください。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 令和2年5月に基本設計を終了しまして、7月から実施設計の委託に入っております。実施設計の委託と併

せて土地の境界確定の測量委託も出しておりますので、その測量結果として敷地の境界の認識誤りが分かったのが11月ということになります。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 先ほどもお話ししましたように、実施設計まで行きますともう最終的には、浅尾委員お話しされたように、最終的にはもう建築に移るんだという段階まで設計ができるわけなんですけれども、この令和2年度の予算のほうで実施設計業務委託料が3,960万円、それから敷地境界確定業務委託というのは357万5千円計上されているんですね。きっとこの段階で知ったと思うんですけども。

逆に、まずこういったことが敷地のほうの確定をするということがあれば、実施設計の前に先に先行して、敷地の境界をしっかりと調べていくのが手順だと思うんですね。もしもそれを知ったと、7月でしたかしら、知ったのが、その知った時点からその実施計画を止めずに進めてしまった、何で進めてしまったんでしょうね、教えてください。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 土地の境界が認識と違ったというのを把握したのは、令和2年の11月になります。その間、何をしていたかということ、土地の測量を行っておったということになります。測量結果で、11月に認識違いが発覚したということになります。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 私が言っているのは、敷地の確定をしているときに県の用地が入っていたということを知ったわけですね、11月に。実際に、実施計画ができたのがことしの5月の終わりなんですけれども、この市の3筆の用地の上で実施計画を行ったわけですね。お願いします。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 そのとおりです。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 私、5月27日に議会の厚生文教のほうに示していただいたこの実施設計、こちらを見させていただいたんですけども、余りにも安易なんですね。もうトラックの搬入口というものがつけない状態、これで厚生文教の説明では、この市有地のみで建築確認の申請手続をやるんだと、そう書いてあるんですよ。でも、こちらを見ますと、私、一般質問でお話をしましたように、崖条例が完全にかかってきているんです。

ここに実施設計をするまでもなく、崖条例に引っかかることは当然分かるはずですよ、設計士さんでも、私たち素人でも。今回、こういったことも分かっているながら、実施設計を進めてしまった理由ですね、例えば、知った時点で市と業者で、これは実施設計を進めておいて余り変わらないから県の用地を取得したときに、そちらに足すような形でやっていけば余り変わらないからという話がされたんですかね、どういう協議がされたのか、知った時点で。教えてください。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 確認をさせていただきたいので反問権をお願いします。

○滝川健司委員長 許可します。

○原田俊介教育総務課長 崖条例と言われるのは、県の建築基準条例の中の項目ということでよろしいですかね。新たな別の崖条例という条例があるというその崖条例に違反するということでしょうか。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 建築確認の段階で、崖条例というのは、今回も高い崖が県側のほうにありますね。一般質問でも答弁いただいたように、7メートルぐらいの落差があるんですね。こういった場合には、やはり安全性を保つために愛知県独自の崖条例というのが、それぞれの地域でもあるんですけども、そういったものがあるんですね。もちろん、設計士さ

んであれば当然こういったことは知っていますし、私たち素人がインターネットで調べてもこの崖条例というのはすぐ出てきます。そういったものに抵触してしまうというのは明らかなんです。

今回、私、昨日東三河建設事務所に伺いまして、その辺のことをお伺いしてきました。これでは絶対通らないと。そういったものを平気で議会に、5月27日に厚生文教に建築確認申請をこれで出すと書いてしまう、報告してしまうということ自体も、余りにも議会の軽視しているなと思うんですけども、どういう経緯でこれを説明することになったか教えてください。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 まず、崖条例の関係ですが、恐らく愛知県の建築基準条例のことでよろしいですかね。そこを今回、東側の県道側の高低差のあるところにつきましては、建築物が建ちますのでそれを崖地としてそのまま放置して建てるわけではありませんので、そこについてはその条例から適用は外れることになるかと考えております。

また、一級建築士の方が実施設計の中では設計をしておりますして、各関係法令のチェックや関係機関との協議を行った上で設計をしておりますので、愛知県さんがどういうお答えをされたか分かりませんが、法令に違反するような設計ではないと認識しております。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それは、先ほどこちらのほうで見ました基本設計ですね、こちらのほうを見ますと、県の用地に3階建てのものをでき、今までの市の用地のほうに平家のものができ、その中間に4階がつくという。これは私、一般質問のときに知らなかったんです。今回、いただいて、私は一般質問のときに、いろいろ話をしているときに、これが全然出てこなかったんです。

何でそういったことで、一般質問のときに、

「いやもうこれはしっかりと基本設計でこういった形に、崖条例もちゃんとしっかりとクリアできる状態で設計がされているんですよ」と言っただけならば、あんな無駄な質問をする必要もなかったわけなんですね。それを議会にちゃんとしっかりと説明をしないということに、私、今回の一般質問で私も素人なりに一生懸命調べてきたんですね。それをちゃんと報告してくださらなかった。崖条例のことについて触れなかった。今回、崖条例もちゃんとしっかりと基本設計ではそのように県の用地を使った設計案ができていたよと、そういったことが分かっていたらああいう質問にはならなかったんです。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員、一般質問の再質問の場ではありませんので、予算質疑に焦点絞ってお願いします。

○**澤田恵子委員** すみません。戻りますね。

(3)のこちらのほうに、委託料149万1千円とありますけれども、令和2年度の境界線の確定する業務委託料が357万5千円、これは市の用地をという形できつとやった3筆の確定だと思えるんですけども、今回県の用地は10筆ぐらいあるんです。そして、道路用地もあるものですから、それを区切って測量をして一つ一つやらないといけないという作業があるんですね。それが、149万1千円なんですよ。ちょっとこの辺が金額的に合わないから、その辺はどうしてこんなに安くできるのでしょうか、教えてください。

○**滝川健司委員長** 原田教育総務課長。

○**原田俊介教育総務課長** 今回登記の委託につきましては、公嘱協会のほうに依頼をしまして、見積りを徴収しておりますので適正な価格であると認識しております。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** 公嘱協会、こういった組織でしょうか。例えば、今までも敷地などいろいろ測量してもらっていて、そういうように安くできるのであれば今までもそれを使えば

いいと、私は今単純に思ったんですけども、どういうものか教えていただけますか。

○**滝川健司委員長** 原田教育総務課長。

○**原田俊介教育総務課長** すみません。正式名称でいいますと、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会という協会で、公共事業においてはちよくちよく使っておる業種であります。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** この新城市も、こちらのほうをよく利用はしているということですか。例えば、年に1回しか使ってはいけないとか、何か規制があるとかそういったことではなくて、普通に使える協会ということではよろしかったですか。

○**滝川健司委員長** 原田教育総務課長。

○**原田俊介教育総務課長** そのように認識しております。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** ぜひ今後はそういった形で、安く測量等ができる協会を使用していただけるといいかと思います。

以上で終わります。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、山田辰也委員。

○**山田辰也委員** 10の5の4学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業、P.21。

県道敷下げに必要な土地の確定・分筆登記業務委託の内容と費用の内訳ですが、るる説明がありましたので再質疑からお願いしたいと思います。

この予算を使って足りない土地を分筆登記するということなんですけど、そもそもこのような計画、基本計画、基本設計、実施設計、これはこういうこと通常ないと思うんですけど、これは一般論的に見てずさんではないかと私は思いますけど、その点についてはそういう点はなかったということで認識はどうなるでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 進め方等、いろいろ御指摘をいただいております。今になってみれば、もうちょっとこうしておけばとか、先にやっておけばということがたくさんあるかと思いますが、やはり学校現場が抱えておる学校給食の課題を早急に解決したいということで、まずこの共同調理場建設を進めていきたいという強い思いからこういうことになっておるのではないかと考えます。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 焦っておったということだそうですが、厚生文教委員会の中では、話が建設ありきで3案あって、その中から選んできて最終的な場所になったということなんですけど、これは一般質問でもあったんですが、自校式が温かい御飯が食べられるとか、センター方式冷たいとかそういうのがあった中でこのセンター方式になったんですけど、焦り過ぎてどっかで失敗したというところなんですけど、それは一級建築士が後で気がついたのか、それとも行政側のほうがこの不備な点について気がついたのか、どちらでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 確認をしていいですか。

○滝川健司委員長 反問権、了解しました。

○原田俊介教育総務課長 不備な点というのはどの点でしょうか。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ですから、先ほど言いましたけど、通常の基本計画、基本設計、基本設計の段階で問題があったと私、思うんですよ。敷地は先ほど澤田委員からも市の土地であると届出が出してあったということは、境界の問題点ではなく、敷地の広さが、境界というのはどこにあるかが境界であって、敷地の広さはもう決まっていると思うんです。

もう出してある敷地が実際は、計画を立て

たらはまらなかったということなんですか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 説明が難しいんですが、例えば、間口が100メートルあるという認識の公図から、その認識のもと事業を進めておったところ、隣接地との境界確定をしたところ、間口が100メートルなくて80メートルしかなかったというようなことで、そもそも県の土地があったというよりも、境界線の認識が違っておったということだと思います。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 境界線の認識に違いがあったということ、浅尾委員が言っているように、隣の土地の敷地の中に自分ちの建物を建てるという感覚になってしまうんですけど、それは東畑設計事務所ですよ、一級建築士としてそういうことは一般的に私、考えられないんですけど、今回そういうことだったということでしょうか。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 最初の基本設計の段階では、あくまでも公図と登記簿謄本の面積から計算しておりますので、実施設計の中で境界確定の測量を行ったところそれが分かったということであります。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ですから、基本設計の段階で敷地というのは私、調べると思うんですけど、実施設計が終わってからこのことが分かったという説明だったんですけど、全て終わってからさあやろうと思ったらこれが間違っていて、100メートルだと思ったら80メートルしかなかったという認識でしょうか。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 実施設計の期間中に判明しましたので、当初基本計画で思っておったような敷地の配置図を変更したということです。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 浅尾委員の質疑の中で、実施設計というともう建物の中にいろいろな設備とか入ってくるのが実施設計ですよ。ですから、家を建てるのはどんな家を建てようかというのが基本設計だと思うんですけど、実施設計になると玄関をどこにつけようとか、車庫をどこにつけようと思って実施設計が終わったら車庫がなかったというような状態ではないかと思うんです。

私、どうもよく分からないのは、公図、謄本の面積で出しているにもかかわらず、なぜ足りなくなってしまったかと。当然、一級建築士は市からこの3筆の先ほど158から160までの3筆の中でつくるという基本的な設計を出しておきながら、途中でそれを気づかずにやっていたというわけですか。これは、教育委員会のほうでも気がつかなくて、設計事務所も気がつかなかったということなんですか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 気がつかなかったといいますか、測量した結果で判明したということです。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、測量がなぜこんな遅くなったかと思うんですよ。そこが一番の問題ではないかと思うんです。つくる範囲がもう決まっているんだったら、建物を入れる土地が持ってきたら狭かったっていうのは、これはちょっと本末転倒だと思うんですけど。

基本設計の段階では、現地調査とか、現地でのり面、澤田委員が言っていましたけど、高さとかそういうものは見ていなかったんでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 現場は確認した上で設計をしておると思います。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今、現場は確認した上で設

計していると思いますということでしたけど、4,000万円近くお金を払うのに、現場に行っていたのか、これは、当然教育委員会でも行っていると思うんですけど、現場の打合せというのはなかったんでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 現場での打合せがあったかどうか、今は承知しておりません。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 澤田委員が言っていましたけど、県の建設事務所は、そちらでも余り今頃になってこういうのが出るのは少ないのではないかと。ですから、やはり建設事務所でもこんなことがあるんですかというようなことを言われたところがあるんです。

というのは、きっとどこかに今回のことが真剣味がなかったもので結局相手に任せっ切りだったのではないかと思うんです。

ですから、まず、先ほどのことに戻りますが、基本計画、基本設計、実施設計で建設が始まるというのが普通の段取りだと思うんですが、この中で最終的に問題があったのは敷地の確定が後になってしまったという、私そこは職務怠慢だと思うんですが、その点については、一般質問の中で浅尾委員が市長に「責任どうするんですか。謝ってください」と言ってますけど、今回の中での一番の根本的な原因というのは、後で気がついたというそれではなくて、どのあたりでこれ気がついたんですか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 敷地の境界に認識誤りがあったと分かったのは、令和2年の11月下旬です。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 令和2年の11月といえば、ちょっと前ですよ。これは、随分遅いのではないですかね。

そこで、令和2年の11月というのは、厚生文教委員会とか議会に報告はそのときにされ

ておりましたでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 すみません。恐らくされていないのではないかと思います。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 専門的なことというのは、各建築会社とかやっていくんですが、澤田委員が一般質問のときに教育委員会のほうに全部答弁で聞いていましたけど、実際建設部のほうでも公共事業ですからもう少し協力していただければこういうことがなかったと思うんですね。

崖条例の話が出ましたけど、私たちはよく理解していないところを今確認しているんですけど、この認識不足だったと、この認識不足が浅尾委員が言う4千万円の実設計に手を加えるようになってしまう。普通の会社で、個人のお家ならある程度手を加えることもできるんですけど、公共工事については変更とか手を加えるということは問題だと、私思うんです。

それだから、一般質問で浅尾委員が市長に謝ってくださいと言ったのではないかと思いますけど、教育長はこのあたりについて認識というのはどんな認識があったのか、一度私、担当者ばかり言っても仕方ないんですけど、もう少し真摯に捉えていただかないと、予算を執行するのにこれではちょっと問題があると思うんですけど、責任の所在についてということについては、私、市長とか教育長が最後に責任があると思うんですけど、やはりこの補正予算を通していただきたいというなら、この間違ったところの原因、それとこのことについて、今回は通せば建ってしまうなんていうそういう考えでは困るものですから、もう少し議会に対しての説明をお願いしたいとこなんですけど。

課長に責任を取れというわけではないんですけど、これ金額が大きいですから、もう少し、どうも人任せのような気がしますし、担

当者が代わったからというそういう感じがするんですけど、その点についてどういう認識でおるか、伺います。

○滝川健司委員長 山田委員、通告の趣旨から大分外れておりますけども。

○山田辰也委員 分かりました。

じゃあ、課長としては、これは私の言い方がちょっと悪かったかもしれませんが、ずさんな設計と言ってしまいましたけど、ずさんでない設計だったら、こういう質疑とか、こういう質問がなかったと思うんですね。

ですから、もう一回言いますが、先ほど言った認識不足だったというわけでしょうか、確認します。今回の一番の大きな問題は認識不足だということでしょうか。

○滝川健司委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 一般質問でも私からいろいろお答えさせていただきましたが、今回の共同調理場の事業を進めるに当たって、実施設計の段階で境界を確定するという業務を併せて発注しております。

したがって、その業務を同時に発注したことが、結果的にこうなっているのではないかとということであればそういうことではありますが、当初、事業を進めるに当たっては実施設計と併せて境界確定をしていくということで事業は進めていけるものと判断して、当時進めていたものでありますので、ずさんであったりとか、誤りであったとかいう認識は当時なかったと思います。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほどに戻りますけど、これ基本設計のときにやることを実施設計が終わってからやっているようなそういうところを感じますけど、通常はこういうことはあるんですか。実施設計が終わってからもう一回やると。基本的には、先ほど言った基本設計のときにやるかと思ったんですけど今回は実施設計のときに発注したと言いましたが、実施設計まで発注していなかったということ

为什么呢、伺います。

言い方間違いました。

実施設計とともに出したというんですけど、それは遅くないでしょうか。普通はもっと早い段階でやるべきだと思いますけど。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 基本設計のときにはまだ敷地の建設場所が決まっておりませんでしたので、測量するというところまでは基本設計の中では求めておらなかったということで、実施設計に移るときに併せて同時に境界確定の委託を発注したということであります。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 基本設計のときには3つの場所で確定していなかったけど始めた。このやり方というのはちょっと違いますけど、中こども園でも基本設計だけやって後で入れ物を探すというように感じてしまうんですね。

ですから、実施設計というのはもう建てる寸前だということですから、これは実施設計とともにしたというのは少し遅過ぎたのではないかなと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 繰り返しになりますが、基本設計で1か所に決まったのが年度末でありましたので、その時点では境界確定の委託は見込んでいなかったということがあります。

その後、実施設計に入って、併せて同時に発注をしたということあります。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これ、県の払下げを前提にして進めていますけど、これは通常はあの土地だったら、県は手放すと思うんですけど、一番最初、場所にもお金がかからないようないろいろなところからどんどんお金が足りなくなって、駐車場も簿価で買わずに3千何百万円と出ているものですから、私はこれ変更

がまた出るのではないかとこのところを心配しているんです。

もう県との協議というのはほぼいけるという中でこの話はしておりますでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 県との協議は整っておりますので、その最初の一步として払下げを受けたい部分の敷地を確定してほしいということと、その敷地の中にある道路と道路区域外の明確な区分けができるように構造物の撤去をしていただきたいということで、今回補正予算で上程させていただいております。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと、まだ今後の予算が足りなくなって補正で出てくるといこともあるかと思うんですよ。

○滝川健司委員長 今後のことは質疑通告とは関係ありません。

○山田辰也委員 今後はまた別の段階ですけれど。

じゃあ、戻ってみますけど、今回の大きな原因というのは、これは先ほど最終的に確定してからやって時間がなかったというんですけど、私の感じだと、設計事務所は受けて、そのとおりにやると思うんです。それが、一級建築士が気がつかなかったということもあるのかなと思うんですけど、これ本来は行政に責任があるんですか、それともこの建築会社に元の責任があるんでしょうか。その点について、どうもはっきり分からないものですかから伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 確認をさせていただきたいと思います。

○滝川健司委員長 許可します。

○原田俊介教育総務課長 どういった責任のことでしょうか。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 設計に4千万円ほどお金を使っていますから、お金を使ってできてからでなくて、できる途中で話をするべきことだと思うんですね。それが、今回は基本設計はまだしょうがないと思うんですけど、実施設計の段階になって、最終段階ですね、ここになって元に戻って敷地の払下げとかいう話ですけど、それが議会にも報告がなかったし、議会では出れば通ってしまうって市長は思っているかもしれませんが、これもう少し計画を密に議会のほうにも報告していただきたいかと思うんですけど、その点についての反省点はないでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 山田委員、通告の内容と離れてますけど、通告の再質疑、どの答弁に疑義があるのか明確に言って再質疑お願いします。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほど、議会のほうの確定のときの段階で11月に気がついて、すぐ議会に報告がなかったと。厚生文教委員会のほうでも細かく話はされたところもあるかもしれませんが、ほかの議員にはその内容が分からなかったんですね。ですから、やはり今回はもう少し真摯に捉えて、担当部局が委員会だけではなくて、私たちにもこういう説明をちゃんとしていただければ、もう少しいい方向に行ったと思うんです。

ですから、もっとスマートにやりたかったんですけど、これだとまだちょっとさっきも言い方悪かったんですけど、計画が曖昧なところからスタートしたのが最後に降り立ったところにこういうことが起きてしまったものですから、やはり問題点がもう少しはっきり見えるまではちょっと私、理解できないところがあるんです。

大体、質問や何かも聞いたものですから、これで大体。

○滝川健司委員長 山田委員、同じことの繰り返しになっています。

○山田辰也委員 これで終わります。

○滝川健司委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ただいまの浅尾委員及び澤田委員、それから山田委員が触れられましたこの県道敷の払下げの問題について改めて確認をしたいんですけども、澤田委員が一部言われた3階建て云々かんぬん、構造物がどうのこうの、また担当部局から言われたのは東側に壁を連ねるような話、部分的にちょっとされておるようでありましたが、私たち厚生文教委員会の説明のときにいただいた書類、これは実施設計の期間中、終了間際にこれは説明していただいたものです。工期は5月の末、その前の時点でこれを提示していただいたということで、そこまで緊急度が高いと意識はしましたが、緊急度が高いにしては、この基本設計のこの敷地境界線というのがまずエリアがありますよね。それから、実施設計のほうでは払下げの用地が色付けされたものが提示されて、説明をしていただいたと。この辺のところ、どうも私自身がすとーんとまだ落ちてきてないんですよ。

払下げの原因となった、要するに去年の11月の時点で県道敷がありますよということが分かったと。ただ、その時点でのこの絵というのは、スロープで下りるようになっているんですね、境界敷地内のところで、これスロープで下りるのかな、これは。2トントラックロングボディ云々かんぬんとかうやって階段だか何かずっと書いてあるんですけどね。これはスロープで自動車が降りるのかな、搬入路なのか搬出路だか分からないですけども。

それと同時に今度は実施設計のほうの成果品の敷地内にもこれは書いてあるようにあるんですね。こういう形になるのかどうかもち

よっと定かでもないし、実態がどういう形に描かれておるのか、それさえも分からない。我々厚生文教委員会としてはちんぷんかんぷんの状態で、今、あります。

ですから、先ほどから言われている3人の委員の方が言われたことはきちんと説明してくださいよと、それで謝るべき点は謝ってきちんと整理をして議会にそれだけの誠意を見せるというんですか、こういう言い方は失礼かも分かりませんが、議会も一生懸命協議に臨んでおるんですよ。ですから、そういう姿勢がこの間見れるか見れないかというところの判断基準になってしまうんです。そんなところで判断はしたくないと思うんです。

それで、しかるに前担当者、もう御退職された方ではありますが、ある会議で一緒になりました、私。この間の情報をいただいたときに、同時に私も確認を本人にしました。すると、これまでのこと、3人の方が質疑やられたこととは全く無縁の話でありました。どういうふうに考えたらいいか、もうさっぱり分からない状況です。まさか、そんな2年遅れるわけないでしょと。こういう御回答もいただいております。不思議でたまらんですね。

ですから、まずそこのところの払下げに応じて、今回急遽こういう予算化、上程された中にあるわけですけども、もう少しこれ丁寧な時間をかけた説明というものが必要なんですよ。きのうの厚生文教委員会が終わってからも、私と浅尾委員は委員長に対して申入れをしております。議長に対して、きちんとこれは全員で協議をして、正か非かその辺の判断をきちんと仰げれるような手順が必要ではないかと。こういうことをやっておりますので、これをこのまま承認して議会の可決という形で進んでいくのはちょっと首をかしげるような形で、動議も出したいぐらいの気持ちでありますので、そこのところをまず確認したいと思います。

○滝川健司委員長 丸山委員、どの関連質疑

かを明確にしてください。

○丸山隆弘委員 先ほど言いましたように、昨年の11月の実施設計の中での認識の誤りが分かったと。認識の誤りが分かったということ、冒頭のほうで説明をいただきました。認識の誤りが分かったというのはどういうことだったのか。これは、浅尾委員に対しての御回答でしたか。

それから、澤田委員に対しても、先ほど言った壁を建てるようなこういう話を言われましたけれども、その辺のところの計画はどういうふうになっておるのか。今回のこの上程された補正予算の中に関連されてくるのかどうか、発言の中にもありましたので、まずここを確認して、1回しかできませんのでこれで終わります。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 境界の認識につきましては、お示ししました基本計画の中ではほぼ県道側までいっぱい境界認識を持つておったんですけど、その後の境界確定測量をしたところ、この実施計画にありますように県道敷がかなり西側まで出ておったということが認識の違いがあったということでございます。

それから、建築物につきましては、この高低差を利用して県道側から見ると、東から西を見ると3階建てになっておって、上の上段の現在駐車場として使っておるところが平家建てということで、それは1棟になっておるようなL字型のつくりの構造物であります。

ですので、この東側の崖条例につきましては、そこが建築物で覆うということで崖条例の適用には該当しないということで認識をしておるところです。

それから、いろいろ情報の提供ということがほとんどされていなかったような状況は、私ども非常に感じておりますので、今後は積極的に丁寧な説明と情報の共有を図っていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひし

ます。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款の教育費の質疑を終了します。

○滝川健司委員長 ここで、安形学校教育課長から発言の申し出がありましたので、許可します。

安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 10款1項3目、浅尾委員の再質疑、タッチペンの購入に関わる再質疑に対して、私の見解、回答に誤りがありました。

公開見積り合わせ、オープンカウンターで最低価格を提示する業者を選定するというところで、公開見積り合わせですので、随意契約の一つになります。一般競争入札ではありません。

以上、訂正いたします。

○滝川健司委員長 ただいまの安形学校教育課長からの発言訂正につきましては、委員長において許可します。

以上で、第77号議案の質疑を終了します。

~~~~~

ここで、再開を4時30分として休憩します。

休 憩 午後4時20分

再 開 午後4時30分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

~~~~~

これより討論に入ります。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 討論に入る前に、動議の提出をしたいと思います。

休憩の動議及び全議員による補正予算、特に共同調理場に関しての懇切丁寧な説明と議論を議員間討議で行いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○滝川健司委員長 ただいま、丸山隆弘委員から本議案について自由討議のための委員会をしばらく休憩されたいとの動議が提出されました。

本動議を議題とします。

お諮りします。

本動議のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○滝川健司委員長 起立少数です。

よって、本動議は否決されました。

引き続き、議事を進めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第77号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場で討論をいたします。

日本共産党の浅尾洋平です。

今回の補正予算には、新型コロナウイルス等の支援予算、ほかのケア事業などの予算も入っており、そのところには評価はしたいと思います。

しかし、質疑でもありましたけど、私がこの補正予算に反対する最大の理由は、市のミスによって市民の多くの税金、血税が無駄になるかもしれないという大問題があるからです。それは、学校給食共同調理場建設事業の予算であります。

この事業は、今のところ分かっている建築概要の予算だけでも25億円以上かかると、市は答弁しております。こんな巨大な税金を投じる大型公共事業ですが、市のミスによって計画、そして設計が二転三転し、税金が幾ら今後無駄になるか分からないという状況です。

質疑を見ても分かってくださると思いますように、結局、今税金の無駄遣いになったのが1,400万円の基本設計費、これは当初どこ

に建てるか分からないのに基本設計が進められ、しかも敷地境界線のどこに土地があるのかも分からずに設計してしまい、そこがもう図面は使えずに1,400万円が無駄になったということです。

そこで止まればいいものの、議会にも報告はなくそのまま実施設計4,300万円が支払われたわけです。これも無駄になりました。これをやっていく中で、途中で敷地境界線を決定する予算が加わったときに初めて県の土地があるということが分かったわけです。

そこで、大直しが始まり、基本設計に記載されていた県の土地だったというところの建物は全部は除かれ、窮屈な市の土地で実施設計をしたというのが今の現在であります。

そこで、さらに県の土地、買えたらまたさらに実施設計の再設計のお金が今後かかるということで、大変な、私はずさんな税金の使い方だと思います。

しかも、謝罪を求めても市長からも、教育長からも謝罪がなく、市の答弁では結局認識違いだったというところで謝罪はありませんでした。

実際このように市民の税金が1,400万円、4,700万円、また今後実施設計の再設計で費用がかかっていく。お金の税金の1円たりとも税金は無駄にしてはいけないということなのに、これだけ6千万円以上も税金の無駄遣いをしていて本当にいいんでしょうか。このままでは人口減少、止まりませんよ。これがよしとしたら、ほかの事業もこんなことをまた繰り返しやっても問題ないんだっていう証になってしまうと、私は思いますので、反対せざるを得ません。

きょうの質疑を聞いても、反省点もなければ次のミスへの再発防止策も言っていただけませんでした。こんな計画で、行政は市民の付託を受ける、また信頼を得るということは到底無理だと思いますので、反対をいたします。

そして、もう一度言いますが、この無駄遣いになった1,400万円と実施設計の4,300万円、合計6千万円近い税金が無駄になったわけですが、このお金があれば、給食調理のスタッフの時給を1,500円に上げたり、2千円にアップすることもできたはずだし、また老朽化した調理器具、指にけがをしているんです。こういった調理器具を更新することもできたはずなんです。こんな無駄遣いをして進めることは私は到底市民の理解、得られないと思います。

ここを許せば、またなし崩し的にほかの事業だって同じ間違いをしても問題ないと行政が進む分水嶺になると思いますので、私は反対をさせていただきます。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 第77号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第3号）について、私は賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関する対策などが多く含まれています。そういったことで、一日も早い執行をすることが大事だと思います。

しかしながら、今回の質疑の中にも共同調理場問題がありました。その点については、きょうの御意見の中で本当に大切な部分、言われている部分も真摯に受け止めていただき、今後このようなことがないようにしっかりと対応していただけると思いますし、対応しなければならぬと思います。

共同調理場については、本来自校式が望ましいことは事実であると思っておりますけれども、長年の議論の上に、共同調理場と大きく舵を切ってそれに進んでいる状況があります。

そのようなことで、実際それを食する子どもたちに安全安心して新城の食育をしっかりと

として、保っていくことが大事なことだと思いますので、一日も早い完成を願い、そのようなことを踏まえまして賛成討論とさせていただきます。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 第77号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第3号）に私は反対の立場で討論いたします。

東三河オンブズマン、山田辰也です。

今回の補正予算ですが、全て反対するわけではありません。特にこの25億円も使った給食センター、通常計画を立てて基本設計、実施設計の段階で進むべきことが、なぜ途中でこのような問題に気がつかなかったのでしょうか。全く理解できません。

答弁の中でも、当初建設地はまだ決まっていなかった。こういう答弁は中こども園でもそうでしたし、事業の決まっていない鈴木養鶏場の土地の購入でもそうだったんですよ。だから、これは行き当たりばったりで誰が責任を取るのでしょうか。

議員の多数で決まったから理解していただきたいと今回もまた市長は言うのでしょうか。出せば通るという考えがあるからこういう説明になるんです。議会が軽視されて、今頃になって実施設計を出したら敷地面積が不足しているからと補正を可決してほしいというわけですね。可決してほしいならば、ちゃんと議会への報告はすべきでないでしょうか。

一般質問のときも、今回の件の責任について誰も責任を認めておりません。議員に責任を押し付けるのでしょうか。順をちゃんと踏まずにこういうことが起きたことは、議会への責任が軽視される一つの大きな問題になります。厚生文教委員会、全員協議会のこれは差戻しをすべきだと私は思っています。

もう一度言います。教育委員会の責任とか、設計事務所の責任とか、それを言う前にこの

ようなことが起きたことは非常に残念です。このようなことで、心温まる給食が本当に3,500食も子どもに届くのでしょうか。センター方式の給食は冷たいと言われております。再度考えるべきではないでしょうか。

責任の所在、委員会のちゃんとした可決もはっきり出していない状態で進むのは、これは25億円の税金を使う給食センターに対しての一つの問題だと思います。

よって私は、この計画、この予算について反対いたします。ずさんで、不明確な計画は説明責任をまだ果たしておりません。

以上。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 賛成の立場で討論させていただきます。

本議案は、自校方式から共同調理場方式にするということを決めて、その共同調理場の施設を建設するその設計の段階で若干のヒューマンエラーが出たと。そう出てしまったので、それをフォローアップするための議案である予算の補正であると認識いたします。

方針自体は若干私の孫も豊橋から新城に越してきたときに、「新城の学校の給食、本当においしい」と言っておりました。今も忘れません。確かに自校方式のほうがいろいろな意味でおいしかったり、子どもたちにとっていいことは分かります。

しかし、それぞれの調理場が老朽化し、それから給食調理員の皆さんを集めるのにもなかなか苦労する。それから児童生徒の数が絶対的に減ってくる。そういうようないろいろな要素から共同調理場方式にせざるを得ない、やむを得ないという判断だと私は思っております。

その調理場施設を建設するに、図面上で若干のヒューマンエラーが出たということなんです。それをことさら大きく取り上げてその

事業自体を遅らせるようなことがあってはならないという私は判断しております。

したがって、今回の上程議案については、若干のそうしたエラーはあるけれども、フォローアップして、きちっと立て直して、軌道修正して予定どおり進めていくためのものであると思いますので、しっかりやっていていただきたいと思います。

それと、食育の観点からもなるべく子どもたちがおいしいな、思っているような施設を、きちっとした施設をしっかり建ててほしいということでもありますので、本議案については賛成いたします。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 私は、この第77号議案、学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業について、やはり市側、それから市が依頼をした設計事務所、こういったところで先ほど多少の不具合があったと言われますけれども、やはりしっかりとした計画の下、早く進めていくのであればしっかりとした計画をやっているかといけないと私は思います。

今回、全ての議案を反対するわけではないんですけど、この給食の扱いについては非常に理解しがたい部分がたくさんあります。このまま議員のチェック機能を果たさずにこのまま通してしまうというのは、私は到底理解できませんので、また本会議のほうで反対討論をさせていただきますけれども、私は反対をさせていただきます。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、第77号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第3号）について賛成の立場で討論いたします。

学校給食施設改築事業につきまして、実施

設計と併せて境界確定を一緒に行ったのが大きな理由として結果、実施設計のやり直し、期間の延長が起こったわけですから、市は真摯にこれを受け止めるべきだと考えます。学校給食現場をどうにかしたいという強い思いがあったとしても、その思いはわかりますけど冷静に進めるのが市の仕事でもあるのではないのでしょうか。

過去起こったことを責めて正すことは重要なんですが、私は事業を進めて給食に関する様々な課題を早々に解決していただきたいと思っています。

二度とこのようなことが起こることなく、慎重に確実に進めるべきであるといった強い思いを込めて、第77号議案に賛成といたします。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 私は、反対討論者はそれぞれ述べていただいた内容につきましては、十分理解できますし、また賛成討論者の方の御意見も尊重いたしております。

ただ、今日に至るまで、先ほど言いましたように、昨日の厚生文教委員会の中では終了後において厚生文教委員会一致して議長に申し入れをして、全員での協議をこれ、合意に至ったはずであります。

それにもかかわらず、委員長自らが討論に参加して、違う形で答弁を述べられたということは非常に恥ずかしいことでありますし、その後の私たちから申し入れた実行がどういう結果であったのか、それさえもまだ御報告もございません。こういう状態の中で、この補正予算案がこのまま議会の強引さによって進められるようなことがもしあったならば、これは非常に民主主義に反する行為だと思います。

議会制民主主義とは、やはり皆さんとともに議論をし合って、その場づくりをして、そし

て結論を導いていくというのが流れではないでしょうか。だからこそ、あえて先ほども動議を提出させていただきました。

ぜひとも今回、一時中断してぜひともこの議会、この補正予算について再議論する場を設けていただきたい。

この旨を申し上げて私の討論とさせていただきます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員、賛成、反対、明確にお願いします。

○丸山隆弘委員 反対であります。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 私柴田は、賛成の立場で討論いたしたいと思います。

議員のチェック機能、確かに今回の議案の進め方の中でたくさんの疑義が出てきました。その中で、この委員会の質疑において大変今までであったことを確認させていただきました。その上で、今後進めていくにおいては、私も執行部の側でしっかり計画を練ってやっていただける旨、確認ができました。

しかし、今までのあったことについては、ここの疑義を晴れて、この経験を生かしてしっかりと今後とも議論が重ねられるように頑張ってもらいたいと思いますし、そのことを含めて賛成いたしたいと思います。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第77号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○滝川健司委員長 起立多数と認めます。

よって、第77号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第84号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

以上で、第84号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第84号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第84号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これもちまして、予算・決算委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後4時51分



以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 **滝川健司**